

# 事業民生常任委員会

平成18年6月8日(木)

## 事業民生常任委員会

日 時 平成18年6月8日(木)午前10時00分開会 - 午後0時05分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 川端委員長、反保副委員長、奥野、中原、和田(勝)、田島  
和田(博)議長

欠席委員 鳥谷部

傍聴議員 竹内、谷本、福田、辻下

出席理事者 石田町長、平助役、白井住民部長、岡本住民部副理事兼住民生活課長、  
吉田住民部税務課長、谷下住民部保険年金課長、芦田福祉部長、  
古谷福祉部地域福祉課長、岸本福祉部高齢福祉課長、大山福祉部子育て支援課長、  
串山保健センター所長、藏ヶ崎事業部理事、家永事業部事業課長、  
梶本事業部地域振興課長、西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長、  
鶴岡事業部事業課参事、伊吹事業部第二阪和等プロジェクト推進課参事、  
末原上下水道部長、古橋上下水道部水道課長、木下上下水道部下水道課長、  
奥野深日保育所長

欠席理事者 松永事業部長、萬谷住民部住民生活課課長代理、

案 件

(1) 付託案件について

(2) その他

(午前10時00分 開会)

川端委員長 本日は、ご多忙のところ、委員会に出席いただき、ありがとうございます。

最初に一言、今回、議案書につきまして何回も差しかえがありまして、委員の皆さんには大変ご迷惑をおかけいたしました。理事者の方には、今後、こういうことのないように注意していただくよう、再度注意を促しておきます。よろしくお願いいたします。

議案の審議に当たりましては、十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

ただいま出席委員は6名、欠席委員は1名、欠員1名であります。

欠席委員は、鳥谷部委員が病気のため欠席しております。

理事者におかれましては、松永部長がご不幸事がありまして欠席です。また、萬谷課長代理は通院のため欠席しております。

これより事業民生委員会を開催いたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただきよう、よろしくお願いいたします。

過日、本会議におきまして、事業民生委員会に付託を受けました議案6件についての審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方について、委員の皆さん、何かございますか。

(「委員長一任」の声あり)

川端委員長 ありがとうございます。それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、委員の質疑についての理事者の答弁につきましては、答弁者の所属部署と氏名を言ってからお願いします。

それでは、まず、議案第55号「平成18年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」のうち、事業民生委員会に付託されました案件について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 それでは、1ページをお願いいたします。

まず、歳入の部としまして、使用料及び手数料、使用料、衛生使用料、保健衛生使用料17万1,000円です。これは岬町の町営墓地永代貸し出し分に係る深日墓地57号地、淡輪墓地115号地の歳入の部分であります。

梶本事業部地域振興課長 地域振興課の梶本です。

続きまして、14. 国庫支出金、2. 国庫補助金、5. 商工費国庫補助金、商工費国庫補助金のまちづくり交付金としまして4,320万円を増額補正をお願いするものでございます。財源内訳は、国庫支出金4,320万円でございます。今回、特定財源としておりました宝くじ助成金をまちづくり交付金事業の一般財源として財源更正を行い、まちづくり交付金事業の基本額を引き上げ、交付金の増額が可能となりましたので、この分の補正をお願いするものでございます。

次に、20. 諸収入、3. 雑入、1. 雑入、雑入の泉州地域振興基金としまして、用途が決まりましたので、1,389万円を一般財源から特定財源に財源更正をすることにより、地域振興事業のために泉州地域振興基金を充当し、起債を廃止するものでございます。

次に、雑入の宝くじ助成金としまして、1億円をその他特定財源から一般財源に財源更正をすることによりまして、まちづくり交付金の基本額が4,200万円引き上げられますので、財源更正を行うものでございます。

続いて、2ページをご参照ください。

21. 町債、1. 町債、5. 商工費、商工債につきましては、先ほど国庫支出金で説明をしましたまちづくり交付金の引き上げと諸収入で説明しました泉州地域振興基金を充当することによりまして、地域振興施設整備事業債2,380万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、当委員会付託分1,957万1,000円についてご説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

川端委員長 歳出の方もお願いします。

谷下住民部保険年金課長 保険年金課の谷下です。

歳出、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金（出産育児一時金）73万4,000円の補正をお願いするものです。財源内訳は、一般財源でございます。これにつきましては、出産育児一時金は、現在30万円ですが、今般、医療制度の改革に伴い、平成18年10月より35万円となりますので、その増額分として110万円を補正するもので、そのうち一般会計から3分の2、73万4,000円でございますが、国民健康保険特別会計繰出金に繰り出すものでございます。

大山福祉部子育て支援課長 子育て支援課の大山です。

続きまして、民生費、児童福祉費、児童福祉施設費、淡輪保育所重油対策費としまして、162万3,000円の補正をお願いするものでございます。これは本年3月に重油漏れ

流出事故に係る説明会を実施し、地元の特定の対象者に対しまして、示談を踏まえた町の考え方を示しましたが、重油汚染が改善されていない状況から、井戸の清掃等を継続すべきとの指摘を受けたことによりまして、関連する業務としまして、2回の水質検査委託料12万6,000円、12月までの井戸替作業委託料97万7,000円、水道事業会計繰出金52万円の合計162万3,000円の補正予算をお願いするものでございます。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 続きまして、住民生活課の岡本です。

衛生費、保健衛生費、火葬場費、これは深日墓地、先ほど歳入で言いましたが、57号地と淡輪墓地115号地の2区画の返還金であります。

梶本事業部地域振興課長 地域振興課の梶本です。

4ページをご参照ください。

7.商工費、1.商工費、2.観光費、当日配付としまして、資料-1から3まで、お手元の方に配付させていただいております。海釣り公園の整備事業としまして、資料-2、3をご参照ください。これに基づいて歳出の説明をさせていただきます。

(仮称)海釣り公園整備事業としまして、2,529万円の増額補正をお願いするものでございます。財源内訳は、国庫支出金の4,320万円、地方債マイナス2,380万円、その他特定財源マイナス8,611万円、一般財源9,200万円となっております。なお、一般財源につきましては、先ほど歳入でご説明させていただきました、宝くじ助成金と泉州地域振興基金を充当しますので、町の持ち出しはございません。

内容につきまして、用地買収業務委託料としまして29万円、これにつきましては大阪府土地開発公社に用地買収業務を委託しておりますので、今回、用地買収金額が増額したことにより、委託料を増額する必要が生じたので、補正をお願いするものでございます。

次に、棧橋改造工事としまして2,000万円、これにつきましては詳細設計を進めたところ、当初、既設の流用を想定していました施設が、一般開放するに当たりまして、危険と判断される施設がありました。安全対策工事としまして、転落防止さくや落水者の救助のための安全施設などを詳細設計時に見直したため、工事費が増額となりましたので、補正をお願いするものでございます。

用地買収費としまして500万円、これは用地交渉の結果、用地買収面積が確定したところと、用地買収単価について鑑定評価を実施したところにより、用地買収費が確定したために補正をお願いするものでございます。

家永事業部事業課長 事業課の家永です。

続きまして、8.土木費、2.道路橋りょう費、2.道路維持費でございますが、町道管理費として85万円の分筆登記委託料の補正をお願いするものです。内容につきましては、町道長尾筋線の道路排水の整備に当たり、現状の道路幅員では道路内に側溝を設置することが困難でありましたが、隣接地所有者から土地の寄附の申し出があり、土地の境界確定及び分筆等の必要が生じたことによるものでございます。

次に、西畑線整備費として、32万円の分筆登記委託料の補正をお願いするものです。内容につきましては、西畑線の整備に当たり、当初予算として道路用地買収に係る土地の分筆業務等を計上しておりましたが、平成17年度におきまして、地権者との現地立会など境界確定作業を進めてきたところ、公図と現況が異なるところがあり、公図の訂正や土地の地籍更正等の必要が生じたことによるものでございます。

当委員会付託分計としまして2,898万8,000円の審議をお願いするものです。

次に、債務負担行為の補正としまして、事項、土砂採取跡地整備事業、期間、平成19年度、限度額3億4,400万円の設定をお願いするものです。

土砂採取跡地整備につきましては、大阪府の受託事業として実施することになっており、大阪府の事業計画の確定に伴い、今回、平成19年度の債務負担行為の設定を行うものでございます。理由としましては、水害等の防災上の観点から、平成19年度の出水期までに雨水排水路等の整備を完成させるために、平成18年度から19年度にかけて継続して事業を行うためでございます。

なお、お手元に資料-1としまして、土地の概要図、それから整備計画図、それを置かせていただいています。ご参照ください。

梶本事業部地域振興課長 地域振興課の梶本です。

地方債の補正につきまして、ご説明させていただきます。

起債の目的、地域振興設備整備事業、限度額2,380万円。この補正につきましては、先ほど歳入の町債で説明しました地域振興設備整備事業債2,380万円の減額に伴い廃止するものでございます。

川端委員長 以上で理事者からの説明終わりましたけども、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

和田(勝)委員 4ページの、今、家永課長が説明した、85万円の分筆登記委託料、これ、どこ言うたかな、ちょっと聞こえにくかったんやけど。

川端委員長 和田委員、これ1つだけでいいですか、質問。

そしたら、お願いします。

家永事業部事業課長 事業課の家永です。

町道名は、町道長尾筋線といいまして、深日のオークワところに交差点、池谷がござい  
ますが、それから北向いて入っていく多奈川線の高架下の道路でございます。

以上です。

川端委員長 和田委員、よろしいですか。

和田(勝)委員 もう1点、済みません。

3ページの国民健康保険特別会計繰出金、出産育児一時金というのかな、これ、今度、  
30万から35万になって、73万4,000円の予算と聞いているんですけど、何ペー  
ジかな、合計で110万となっていた、あとの残りのお金はどれになるのかな。

谷下住民部保険年金課長 保険年金課の谷下です。

残りの36万6,000円につきましては、特別会計の国民健康保険料の方から支出に  
なっております。計110万でございます。

以上です。

和田(勝)委員 今、国でも出産、少子化いうんですか、出産のあれしているんですが、今、この  
財源は、74万なんは一般財源ですな。これ、国の方も上げて、出産率のあれが出ている  
んですけど、一応国からのこれは何ぼか出てるのかな。

谷下住民部保険年金課長 保険年金課の谷下です。

これにつきましては、次の議題でございます、平成18年度国保会計補正予算の方で説  
明させていただきますので。

川端委員長 和田委員、よろしいですか。

中原委員 商工費の観光費のところ、先ほど、西さんにもいろいろとご丁寧にお教えいただいて  
おったんですけども、ちょっと時間切れで・・・

川端委員長 済みません。中原委員、できたらページ数をお願いします。

中原委員 ごめんなさい。4ページの7番の商工費、観光費のところですけども、棧橋改造工事  
のところ、ちょっとお聞きしたいのが、安全対策ということで、もともと1億円、事業費、  
予算として組まれてたと思うんですけども、それにさらに2,000万プラスするとい  
うことで、海に落ちたら危ないんという説明をお聞きしていたんですけども、そのあ  
たりは計画の段階で予測できなかったのかなあというあたりをひとつお聞きしたいんです

けれども。

川端委員長 それ1つだけね。そしたら答弁。

梶本事業部地域振興課長 地域振興課の梶本です。

当初、安全施設につきましては、利用計画が確実に定めておられませんでしたので、詳細設計の中で、人の立入区域とか詳細を詰めていく中で、現在ある安全さくの間隔、すき間ですね、そういうのが詳細に現場を見ていきますと、子供がどうもすり抜けられるというようなことが判明してきましたので、内容としましては、管理用通路のところすき間が、そういうフェンスがありますので、フェンスのやりかえ、要は間隔を小さくするという事でさくの取りかえ、展望デッキ部分につきましても、今現在ついていたさくが間隔が大きいところがありましたので、転落防止のさくをやりかえると。

それと、あと、釣りをするところの前なんですけども、もともと前につきましては、釣りの邪魔にならないようにということで、何もさくはなかったんですが、安全を考慮しまして、高さ50センチ程度、釣りの邪魔にならないフェンスを設置すると。そういうふうな工事がございまして、金額が2,000万円増額したということでございます。

中原委員 ありがとうございます。

また、細かく図面なんかで確認させていただけたらなんと、場所に関しては思いますけれども。今、説明の中で安全設計をきちんと当初定めていなかったという話がありましたけれども、1つの事業をするに当たって、特に海という環境ですし、そういう安全面をきちっと最初に定めていなかったというのは、事業をやるに当たって大きな問題ではないかなとは思うんですけれども。

梶本事業部地域振興課長 地域振興課の梶本です。

安全面ではなくて、利用の形態をちゃんとまだ計画の段階でしたので、人の立入区域とか、そういうのが確定しておりませんでしたので、今回、計画を詳細を詰めていく中で、この部分に一般人が立ち入るとか立ち入らないとかいうことが計画としてわかってきましたので、そういう部分の安全さくを改修するという事でございます。

以上です。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

田島委員 委員会資料の1ページからちょっと。過日、全協で僕が言うた件についてはほぼ理解いたしました。財源等については云々、委員会で言う予定でしたんやけども、大体理解したので、それは聞きません。



雑入、振興基金と宝くじの件について、きのうは意味がわからなんなんで求めたやんけども、やっぱり全協でなじまんということで、委員会でするようになってったんですけども、それは予算等については言いません。

ただ、この事業をするに当たって、反対じゃないんですよ。ただ、一番心配するんは、この前、付託されて、オーケー出す以上は、やはり心配するんは将来の事業の管理運営と、2点目が、結局、投資的効果の期待度はどのくらいあるんかなど。それ2点、心配するわけですわ。その点について、予算関係は結構です。事業に対する将来の管理運営の面と、そして、この事業の投資的効果がどの程度、度数を感触を持っているんか。この2点、ちょっと答弁していただきたいんですけども。

川端委員長 田島委員の質問に対して、答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 第二阪和等プロジェクト推進課の西でございます。

海釣り公園の将来の管理運営でございますが、基本的には、海釣り公園は町の施設でございますので、町が管理運営することになりますが、指定管理者制度の導入により、民間活力等を導入したいと考えております。

また、道の駅部分につきましては、設置者の大阪府が管理することになりますが、施設の一体的な利用の観点から、町が大阪府から受託を受け、管理することになると考えております。なお、それに際しましては、当然、大阪府から一定の管理経費が支払われる予定でございます。

また、指定管理者による管理運営を検討しているわけですが、当然、この施設につきましては、地域の活性化につなげる施設と考えておりますので、地元の漁協とかJAなど、地元の方々にも協力いただける仕組みづくりを考えたいと考えております。

仕組みづくりを検討する運営委員会につきまして、今月中にも立ち上げるべく、漁協の関係者の方、JAの関係者の方と、現在、調整を行っているところでございます。こういう形の仕組みをつくることによりまして、赤字の発生しない、黒字になるような経営に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

田島委員 もう1点、最後に、投資的効果の頻度、期待度やね。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 申しわけございません。まだ、投資的の頻度というのは、ちょっと私どもの方でまだ算出しておりません。前回、たしかシミュレーションの数字というのをお示しさせていただいたかと思うんですけども、おおむね黒字ベースで収益

が上がるという見込みが、今のところ出ている数字でございます。

田島委員 西さんの説明で、将来の管理運営等については、結局、JA、漁協、この中で今後調整していくと、運営について。それはそういう調整、早急に立ち上げてもうて、そういう組織づくりしてもらわんと、もう工事始まったら時間ないんでね、早いこと立ち上げてもうて。

投資的效果の期待度、僕、ええ答え聞きたかったんやけども、やっぱり民間であれ、小さな投資で大きな効果をねらうんですな。今回、当町のこの事業に関しては、大きな投資で小さな効果みたいな感じに見受けられるんで、もうちょっと具体的にいろんな調査、データなりを披瀝していただいたら、僕らもこの付託案件については賛同する予定ですけども、今の答弁やったら、どうも賛同して、もし最悪の場合は、僕らも責任ありますんでね、その点について何か、そういう期待度があったら出してもらったらありがたいんやけども、ないもん出せと言うても仕方ない話やけども、あったら遠慮なしに、こういう投資効果があるんですよと、そういうことを言っていたらありがたいんやけど、なければ結構ですよ。

川端委員長 ただいまの田島委員の質問に対して、答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 第二阪和等プロジェクト推進課の西です。

先ほどの答弁させていただいたとおり、今時点といたしましては、さきにお示しさせていただいた収益見込みのシミュレーションしか、ちょっと今のところはないというのが現状です。

田島委員 せっかく岬町の名産というか、そういう目玉の事業してくれるんやから期待はしているんですから、今後、大きな効果が得られるように、担当課としたら頑張ってもらいたいなと、そう思いますんで。もうこの件については結構です。

もう1点だけ、委員会資料の3ページで、淡輪の保育所の件で、なぜ当初予算、今回組まなかったんかなというその理由、そして補正した理由と、まず、これちょっと説明してほしいんですけどね。

川端委員長 今の田島委員の質問に対して、答弁をお願いします。

大山福祉部子育て支援課長 子育て支援課の大山です。

当初予算には、一応計上させていただいたんですけども、その後の・・・

田島委員 補正上げてない、ゼロや。

芦田福祉部長 福祉部長の芦田です。

ちょっと補足させていただきます。

重油対策の問題については、田島議員の方からも、ほかの議員さんの方からも再三再四こういうような井戸替作業ということの継続はやめて、示談、賠償額という方向に持っていけないかということ、持って行ってほしいという要請がありまして、担当課としても、そういう方針に切りかえるということで、来年度といたしますか、当初予算を組む段階において、一応、年度末までに最大限の努力をして、示談の方向に持っていきこうと。そういう決意を示すためには、次年度分の当初予算も早期に解決を目指すということで、予算計上はしないということで、頑張っていこうという方向でした。

ただ、3月の下旬に住民の方と接触した段階においては、一応、町の考え方は示しましたけれども、まだ対象者の方からの意見としては井戸がえの方法の問題とか、これまでの町の重油問題に対するかわり方の問題とかということについての不平不満というものも出てきてまして、井戸がえももうちょっと丁寧にやってほしいという要望が出てきましたので、今回の補正という形になりました。その点をご了承いただきたいと思います。

特に今回についても、一応12月までの井戸がえ費という形で計上いたしております。これは住民さんとの3月の話し合いの中で、次、井戸がえの状況を見て、秋ごろにもう1回会おうじゃないかということで、一応約束になっておりますので、そのときに再度話し合いをしまして、一応12月までに、うちとしては何とかけりをつけたいということで、予算を限定して予算化しているという状況であります。

以上です。

田島委員 この話も以前にも芦田さんともいろいろ詰めて、この話は物理的に誠意見せるんも限度があるから、示談解決必要ではないかと、お願いしたはず。以前の方にも言うてるわけですね。既に保険の限度額をオーバーしていますわな。保険適用できませんわな。ここでぶっちゃけて、将来5年かかるんやったら5年分かけて、そして示談金でやってもらわんと、ぶっちゃけて、水道料金でも、これ、負担、繰出金が52万でしょう。町としたら、本当に誠意見せてますわな。これ以上できんことまで相手にやっていますわな。しかし、幾ら誠意見せても、相手がどうしてもその誠意を受けとめられなかったら、これ本当に、我々人類が生存する限り、これせないかん話ですわな、この油問題というのは。今の科学的な技術使っても無理と思うんですわ。

それ、今回どうするかということをお前回言うたはずですけども。井戸がえでも大きいですわな。97万7,000円やから100万近くですわな。井戸がえが手荒いというよう

なこと言うても、そら、原因者は町やけども、もういいかげんに常識持った解決のテーブルに着いてもらわんと、どうかな、法的にどないもできへんかな。できるんやったら、また逆の方向からの解決の方法はないかな。それ、法的なこと考えてる。

川端委員長 ただいまの田島委員の質問に対して。

芦田福祉部長 福祉部長の芦田です。

まだ、法的な問題というレベルに、この問題については達してないというふうに、こちらの方では認識しています。

確かに住民さん、対象者の方に集まっていたのが、ことしの3月初めということで、そこでもさまざまな住民さんの意見が出ました。町としての考え方も出したということで、そこをスタートにして、これから住民さんの、皆さんのそれぞれの意向を伺いながら、町としての考えを説得しながらやっていくというところですので、そこで、まだ住民さんがどういうふうに対応するのかということについては、まだわかってないと。これからの話だということで、既に5月にも担当課長の方で個別に自宅の方に訪問したりしてますけれども。それで、特に強く絶対あかんのやというようなふうに言われたというふうには聞いておりません。ですから、徐々にそういう形で話を進めていって、何とか賠償の方向に持っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

田島委員 芦田さん、その方に考えていってくれるのはありがたいけどね、ぶっちゃけて、いいかげんにどうよというものはせんと、また来年、これ上がってくると思うんです、僕の予測では。井戸を買い取るとか、不法行為で相手に迷惑かけたんは町はいたし方ないけども、物理的に、こういうことになったら、ずっとやっても、ぶっちゃけて期待がないんやから、その井戸を不法行為で町が悪いんやから買い取らせてくれと。何ぼぐらいでっかと。やはり世間一般でデータとったら、大体の金額出てくると思うんですわ。その方向にいかんと、向こうの言い分ばかり聞いてたんじゃ、恐らく我々生きている間、解決せへえんと思うわ、この話。

町にとったら、金額的にはしれてるけども、あらゆる公共料金、値上げせざるを得ん。いろいろのことやっているんやけども、この問題解決せん限りは、幾ら節約、歳出を抑えるしたところで、難しいと思うんよ。ひとつ年内に、今、芦田さんおっしゃったとおり、金銭的な面で解決しようよ。でないと、また来年も井戸がえしてくれ。井戸がえする人はええで。払う町はたまらんわ。そんなもん、井戸がえするんは、誠意見せた上での井戸が

えと思うんやで。幾ら税金出しても、期待のない税金の使い方したら、本当に住民も怒ってくると思うわ。これ、歴史長いんやからね。でないと、僕は、こんなオーケーと、補正よう賛成せんわ。歴史が長いもん。どの業者が知らんけども。こんなもん井戸がえせんでもええような話し合いもしかり違うん。役員でいろんなことやるとか、前回聞いたけども。

石田町長 町長の石田でございます。

この件につきましては、私も議会のときにこの予算見て、何でこんな予算やというのを質問した記憶もございます。今、この立場になって、現地も私も行きました。行ったところ、確かに、まだ交渉の場についていただける状態ではなかったというくらい、やはり、かなりまだにおい等も今まであって、非常にまだご立腹、とにかく町の担当者がまだ話し合いにも行けない状態までご立腹という現状を見て、これはなかなか難しいなという状況が現実でございました。

その中で、3月に、ただ、私もこの立場になった以上、先ほど田島委員おっしゃるように、いつまでもずるずるというのもいけないと思って、前年度の末で何とか金で決着つけるという形を指示して、3月に私も直接現地も行きました。ただ、やっと話し合いには、場所には集まっていたけども、まだ足らんと。もう少し、やはり井戸がえをせよという形。確かにそれを行った実態では、やっぱりそうせざるを得んなというのが現実でございまして、ただ、その中でも、期限を切って、もう一度、このままで続けて秋にという形までこぎつけているということでございますので、先ほど芦田部長の方から申しましたように、私どももいつまでもずるずるという気は当然ございませんけども、ただ、やはり現実、その場に行って確認した結果、やはり今までの長い歴史がかかってきた事実も、これあるなという気がいたしております。

ただ、この年度中に、とにかく決着という意味で、本来、この予算も当初1年分をつければという気もあつたんですけども、そうするとやっぱりずるずるという気がありますんで、我々の決意という形でこの12月までの補正ということをお酌み取りいただきたいなと思っております。

以上です。

田島委員 町長、そんだけ動いておったんやったら、この補正は認めますけどね。やはり最終的に、角度を変えて、法的に解決する方法ないかなと、そういう窓口の方の一遍相談かけていただいて、やはり町は悪いですよ。悪いけども、しかし、どこまで誠意見せいうんですかと

というような方法もあると思いますので、今回、補正は認めます。ということで、短期間のうちに解決するように、汗かいてください。

川端委員長 田島委員、よろしいですか。

田島委員 はい、結構です。

奥野委員 2点、お聞きします。先ほどの田島委員の関連で、ちょっと初歩的な質問ですが、私ももう少し教えていただきたいと思います。

この重油の事故があったのは、当初何年に起こったのかと、井戸が幾つあって、何軒のお家に被害がこうむったのか。それと水道料金も52万という数字がありますけれども、これ、先ほど12月までの費用だということで、8カ月分の費用ということになるのでしょうか。その辺教えていただきたいと思います。

それと、4ページの町道管理費の、先ほど長尾線と言うたんですかね、これ、オークワの多奈川線から門出橋のあの間の道のことになるのでしょうか。それを何か拡幅でもする予定なのかとか、その辺ちょっと確認したいと思います。

川端委員長 2点について、ただいまの奥野委員の質問に対して、答弁をお願いします。

大山事業部子育て支援課長 子育て支援課の大山です。

重油漏れ事故の経緯といたしまして、平成6年3月4日に重油漏れ事故が発覚しております。近隣の15の井戸を調査しましたところ、近隣民家の井戸6カ所が汚染しておりました。推察されますところによりますと、重油の総重量が4,380リットルと聞いております。

今回の水道料金なんですけども、過去3年間の最大の数値を予算計上させていただきました。

以上です。

家永事業部事業課長 事業課、家永です。

町道名は長尾筋線といいます。この道は、委員おっしゃるとおり、門前の方から池谷の交差点へ抜けてくる高架下の道でございます。この道は側溝が整備されておらず、隣接する方が畑等を営んでおります。そこに雨水が流れ込むということでございまして、側溝の方を平成17年度において整備したところでございます。その部分については、当初、土地を借りるというふうな形で話もあったのですが、地権者の方から寄附ということで申し出がありまして、それに伴いまして、土地の方、分筆させていただくということでございます。

以上です。

奥野委員 先ほど田島委員からもいろいろと要望もありましたけれども、水道料金は、もう一度、済みません、何カ月分だったんですか。3年間の最大の数値をとということ、説明ありましたけど。

大山事業部子育て支援課長 子育て支援課の大山です。

水道料金に関しましたら、1年間の計上しております。

奥野委員 水質が全然改善されていないという根拠でありますけれど、水質検査を今回もされているわけで、データの的には、やはり重油が多分に混入されているというデータが実際上がっているんでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

大山事業部子育て支援課長 子育て支援課の大山です。

水質検査と申しますと、油が上に浮きますので、余り量は少ないとは聞いております。済みません。TPHSといいまして、総石油炭化水素量というのが日本ではまだ基準化されていないんですけども、今後、水準になると言われている汚染物質指標がございます。これでは1,700ミリグラム/キログラムという数字が出ているんですけども、1,000ミリグラム/キログラム未満であると、汚染は普通であるという形で聞いておりますので、1年前の平成17年4月に土質検査をしましたところ、1,700という数字が出ております。

古谷福祉部地域福祉課長 地域福祉課、古谷です。

前任者でございますので、ちょっと補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、水質検査ということなんですけども、井戸水を水質検査いたしますと、油は表面に当然浮かんでおるわけでございますから、非常に薄い油の層やということでございます。井戸の中から水をとりますと、それはもうほとんど油分が検出されないという状況になっております。ただし、普通の一般的な保健所で行うような水質検査しますと、油分はほとんど検出されないというような状況でございます。ただ、地中に油がしみこんでおりますので、それが井戸水を通じて井戸の中へ入ってくると、夏場等になると、まだにおいがするという現実の問題がございます。

今、大山の方が説明いたしましたTPHSというような指標なんですけども、これは土壌とか環境汚染に用いられている最近の数字でございますので、それで一般的に、最近言われておりますのは、1,000ミリグラム/キログラムというのが汚染のない状態だなど

いうふうに言われております。昨年、それを土壤の調査をしましたところ、1,700ミリグラム/キログラムということで、まだ土壤の中には油によって汚染が残っておりという状態が把握できましたので、これにつきましては関係の住民さんにもお伝えして、当方もまだ汚染は続いているという確認もしております。住民さんの方は、実際、井戸水の中に油が浮いてきているということもおっしゃっておりますので、双方まだ汚染は続いているという確認はしております。

奥野委員 今のデータをお教えいただくと、なかなか示談という話も大変だと思うんですけども、もう一度、また秋に向けて、何ら、先ほど田島委員も言われたような方向で、いい解決策をお願いしたいというふうに思います。

反保副委員長 私も田島委員と奥野委員のことをちょっと説明をいただこうと思っていましたけど、それはもう結構です。

ここに資料があります。海釣り公園の整備事業の土地買収費500万、これ、一応補正なんですけど、最後までいろいろトラブってたというふうにお聞きしておったんですけど、どの部分が対象になっているんでしょう。

川端委員長 ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。

梶本事業部地域振興課長 地域振興課の梶本でございます。

資料-2の水色の部分が海釣り公園の用地買収エリアでございまして、最後まで交渉の中で、今回、補正をお願いした部分というのは、当初、平地の部分を用地買収の対象として交渉させていただいておりましたが、用地交渉の中で、地権者の方から、駐車場の隣接、すぐ横の、図面でいいますと、棧橋中心に平地がございまして、そのすぐ左側が山手ののりになるようになりますが、こののりの部分、これを今回の補正ということで、面積が大きくなったということで、補正をお願いしている箇所でございます。

反保副委員長 ちょうどカーブ、湾になったところの左手に出入り口がありましたですね、トラックの、あれの右手の方ですか、これでしたら。こののり面。ありがとうございます。

川端委員長 副委員長、もうよろしいですか。

反保副委員長 はい。これで一応円満解決でしょうか。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 第二阪和等プロジェクト推進課の西でございます。

地権者の方とは、この用地買収につきましては円満に解決いたしておりまして、本事業に対して反対をされているこのエリアの地権者の方はいらっしゃいません。

以上でございます。



反保副委員長 どうもありがとうございます。

中原委員 済みません。先ほどのやりとりでちょっとお聞きしたいところが出てきたんですけども。淡輪保育所の重油漏れのこと、先ほど水道料金のおっしゃられて、1年間計上しているというふうにお答えになったと思うんですが、これは先ほど町長からも、早目に解決したいということで、12月までの予算ということで考えているというお話だったと思うんですが、水道料金については1年間計上しているということは、ずれがあるように聞こえるんですけども、いかがなもんなんでしょうか。

芦田福祉部長 福祉部長の芦田です。

ずれがあります。これは、要するに井戸がえ等、僕らが当初考えていたのは、当初予算で井戸がえの事業費を計上しないで、井戸がえはもうやめますよと。話し合いをしましょうという形でいこうと思ったんです。ところが3月の段階の住民に対する説明会のときに、まだまだ汚染があるから井戸がえを継続してほしいという要望が出ましたので、今回、補正予算を計上させていただきました。

秋の話し合いの段階で、どの程度、水質なり土壌の汚染度が改善されるかわかりませんが、そんなに改善されないとは僕らは思っているんですけども、そういうデータも示しながら話して行って、もう井戸がえというのは、これ以上幾らやっても同じだから、そろそろ賠償の話し合いに入っていきますよという形で話をしていきたいと思います。ただ現実的に、それから手続をして、賠償の契約といいますか、そういうものには月日を要しますので、そのものについては年度末までの費用として、水道料金等については一応計上させていただいております。

以上です。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

委員の皆さん、この件につきまして、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、一応、質疑、意見を終わりたいと思います。

討論を行います。討論はございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

中原委員 反対の立場で討論させていただきます。

海釣り公園に関する部分で、町の方もかなりいろいろと努力されて、まちづくり交付金とか、宝くじ助成金とか、今回、また新たに地域何ちゃらかんちゃらという、済みません、

泉州地域振興基金というのを頑張って引っ張ってきて、町債と相殺するという形での努力は評価したいと思うんですけども。やはりいまだに採算性の問題とか、そこに不安がありまして、そういうものに対してお金をまたどんどんつぎ込んでいくということに対して賛成しかねるという考えですので、反対させていただこうと考えております。

以上です。

川端委員長 ほかの委員の皆さん、討論は。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第55号「平成18年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」のうち、事業民生委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第55号のうち事業民生委員会に付託された案件は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第56号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

谷下住民部保険年金課長 保険年金課の谷下です。

それでは、5ページ、6ページを参照お願いできますか。

平成18年度国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件について、ご説明させていただきます。

歳入、国民健康保険料、国民健康保険料、一般被保険者国民健康保険料、医療給付費分現年分としまして36万6,000円の補正をお願いするもので、財源内訳は一般財源でございます。これを先ほど説明させていただきました出産育児一時金のうちの3分の1分でございます。

続きまして、府支出金、府補助金、財政調整交付金、財政調整交付金49万円の補正をお願いするもので、財源内訳は府支出金でございます。これにつきましては保健事業の一環としまして、15歳から40歳未満までを対象に、若年層の受診率の向上を図る目的で実施するもので、府の特別調整交付金より全額補助されるものでございます。

続きまして、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、出産育児一時金等繰入金73万4,000円の補正をお願いするもので、財源内訳はその他特定財源でございます。これは先ほど説明させていただきました一般会計からの繰入金でございます。これにつきましては、先ほど質問がございましたが、この全額につきましては交付税等により算入されるものでございます。

続きまして、6ページの歳出の説明させていただきます。

保険給付費、出産育児費、出産育児一時金、出産育児一時金110万円の補正をお願いするもので、財源内訳は、その他特定財源としまして73万4,000円、一般財源として36万6,000円でございます。

続きまして、保健事業費、保健事業費、保健衛生普及費、特別対策事業費49万円の補正をお願いするもので、財源内訳は府支出金でございます。これは先ほど説明させていただきました保健事業での基本健診事業委託料でございます。

以上です。

川端委員長 それでは、ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

田島委員 委員会資料の6ページで、今説明いただいたんですけども、出産育児一時金の部分ですけども、あとの条例改正の部分にも出てくるんですけども、これ、30万から35万のアップということで、この金額というのはどんなもんですか、他の市町村と比較して。当町の場合は35万にアップしてくれるんやけどね。少子化の問題やから、やはり考慮してあげたらいいんですけども、ただ突出的にうちが高いのか、よそが低いのか、ご答弁いただいたらありがたいんですけども。

谷下住民部保険年金課長 保険年金課の谷下です。

各自治体におきましては、現在のところ30万、一番高いところで、たしか豊中だったと思うんですけども、35万で現在来ております。それが、今回、医療特別の改革に伴いまして、一律35万引き上げるというような情報は入っております。

以上です。

田島委員 大体、豊中で高いとこで35万、肩並べだということやけど、うちはだんだん人口減ですから、一時金でも、たとえアップしてあげて、人口ふえるようにひとつ努力してほしいなと思いますので、予算が許されたら、また考えてあげてください。要望しておきます。

川端委員長 要望ということだね。

和田(勝)委員 6ページの基本健診、この件でちょっとお聞きしたいんですけど。岬町に年1回

の住民健診というんですかな、あれがあるんですけど、私、毎年行っているんですけどね。ある人が、この健診に、普通、健診でいいんですが、今、血液検査すると、がんもわかるというのを言っているんですよ。年に1回の健診するときに、がんの健診もできないものか。それは今までの健診料がどのくらい高くなってできないものか。できれば要望として、同じ年に1回健診行くのに、血液検査でがんがわかるということは、本当に早くわかるというんか、いいことだなと思うんで、住民の方がそう言っているんですが、これはがんの健診までやってもらえないかどうか、それちょっと聞きたい。

川端委員長 ただいまの和田委員の質問に対して。

古谷福祉部地域福祉課長 地域福祉課、古谷です。

医療機関の方では、そういうがんの状態といいますか、内容を把握するために血液検査もやっておると聞いておりますが、補足的な検査やというふうに聞いております。すべてがすべて血液でわからないというのが現状やと聞いていますので、現在のところ、基本健診の内容には一般的には入っていないというのが実情でございます。

和田（勝）委員 私の聞いているのは、がんがわかると聞いているんですわ。わからないもんもあるんかもわからへんけど、わかる人もあるんやったら入れといてもうた方がいいんで、今まで、がんは入れてないというやつを、町長、一遍入れてほしいんやけど、どうですか。

谷下住民部保険年金課長 保険年金課の谷下です。

基本健康診査につきましては、当然、血液検査等もやっております。それで、和田委員が言われているのは、多分肝機能、G O T、G P T、 - G T P等々でございますが、このG O T、G P T等も検査結果として出てきますので、それである程度、がんの早期発見というんですか、そういうものがわかるというようなお話は、つい最近聞いております。以上です。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

ちょっと補足説明させていただきます。先ほどの保険年金課長がおっしゃった数値以外に、がんがデータの、数値的に高いとがんの可能性があるというそういう検査項目があります、血液の場合。ただ、それを一般の基本健診の項目の中に入れるかどうかということについては、ちょっと問題があるんじゃないかと思います。

1つは、まだがん全然何の問題もない人に対しても、すべて一律にその検査をやるということについての効果の問題です。その項目というのは、僕も受けたことがありますけども、かなり単価としては、その項目を追加しただけで高額になります、基本健診の委託

料が。それを押しなべてやるということについての問題点が1つあるだろうと思います。

もう1つは、精度の問題です。確かに、一般的には、その検査項目というのは、各臓器ごとにそれぞれで数値が出てくるというふうに思いますけれども、それが高かったからといって、必ずしも絶対がんだという形にはならないということです。もうちょっと精度が高まってくれば、それが今行っている基本健診での血液検査における肝臓の数値ですね、いわゆる肝臓の数値とかのデータとあわせて、精度が高くなってくれば、国の方も一般健診の検査項目の中に入れるでしょうし、それから入れても、通常の行政がやる基本健診としては問題がないのではないかと。もし、それでかなりの精度でがんが見つかったというふうになれば、国の方も、その検査項目を入れなさいという形になってくるのではないかと思います。今のところ、そういう検査項目を基本健診でやっているところは、多分、大阪府下ではありません。そこら辺のことを考えますと、今、町として、その検査項目を特に入れるということについては慎重な検討が必要ではないかというふうに思います。

以上です。

和田（勝）委員 説明聞いたら、問題は値段もどのぐらいかいうのも聞きたいですけど。1つは、強制的みたいに、住民にがんの調査というたら、ええもんか悪いもんかになると、私もこれはちょっと難しいあれがあるなど。国から動いてきて、あれならできるやろけど、町独自でいうたら、して要らん人もあるかもわからへんけど。それはまたそのときに、して要らんなら、して要らん言うていけると思うんですけど。実際、芦田さん、今言うてる大阪府でどこもない。間違いないか。

ちょっとお聞きしたいんですけど、大体どのぐらいのお金が必要ってくる。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

ちょっと、今、手元には資料は持ってきておりません。後でまたお知らせしたいと思います。それでご了承願いたいと思います。

白井住民部長 住民部の白井です。

これ、ちょっと私の方の経験の方からの話になると思うんですけど。毎年、人間ドックの方へ行っておりまして、血液の基本健診にプラス、今ご質問ございました、がんの特殊な血液検査も受けております。大体1つの項目で2,000円から3,000円、いろんなすべてのがんを検査していただきますと、約1万円ぐらいかかると、そのぐらいの自己負担となっておりますので、それぐらいの経費がかかるのではないかとということでございます。これにつきましては、また、今のところ、福祉部長の方の話にもありましたとおり、

また補助対象ともなっておりませんので、この辺のところをすべて国民健康保険で負担するとなりますと、相当な負担になるんじゃないかということもありますので、もう少し検査の方法とか、あと、それに伴う補助制度のあり方とか、そういうふうなところを見きわめた上で、最終的に、町の方も導入の方の有無について検討させていただきたいと考えておりますので、ご了解願いたいと思います。

和田（勝）委員 大体わかったとはちょっと言いにくいんですが、とりあえず、財政もようになってきたらやっていただきたい。要望だけしときます。

川端委員長 和田委員、要望でよろしいですね。

済みません。ちょっと私も関連して、人間ドックのオプションではできるといことなんでしょうか。

古谷福祉部地域福祉課長 地域福祉課、古谷でございます。

人間ドック、いろいろ病院とか、それから各健康保険組合等で実施されている例を見ますと、一般的な健診項目に加えて、当然自己負担がふえますけども、オプションで追加で、先ほど和田委員からご質問ありました、いわゆる腫瘍マーカーという手法でございますが、そういう手法をとることもできると。ただ、先ほど答弁ありましたように、かなり高額なものでございますし、また制度的にもまだ確立されたものがないというような状況かなというふうに考えております。

川端委員長 ありがとうございます。

ほかに。

反保副委員長 5ページの一時金の繰入金、今後の岬町のいろんな対応策というんですか、世間一般的にそういう対応を考えているようですが、岬町の方でもそれに伴う対応策というか、そういうのもお考えでしょうか。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

岬町の場合は、本議会でも若干説明したと思うんですけども、岬町次世代育成支援行動計画というものを策定しまして、その中で岬町の次世代を担う子供たちを産み育てる、そういうことがしやすい町にしていこうということで計画をつくっております。この中では、例えば保育の充実、今のところは一般保育で、確かに夜7時までやっていますけども、例えば休日の保育はどうするかとか、あるいは一時預かり保育はどうするのかとか、そういうものも今後充実していく方向という形でうたっておりますし、それらの施策が、一応、これは5カ年計画で立てておりますけれども、具体的には、例えば、ことしの予算の中で

は子育て支援センターを緑ヶ丘保育所のところに設立するというのも、その計画の具体化のあらわれであります。

少子・高齢化の問題につきましては、少子化が、例えばこれらの岬町の施策が1つ実現したからといって、必ずしも来年からぼんと上がるというわけではありませんけれども、ただ全国の市町村が頭をひねって、自分たちのところの町ではこういうような子育てに対する支援をしているということの工夫をそれぞれ重ねていくことによって、少子化から脱却していくのではないかとというふうに考えておりますので、町としても、この行動計画に沿った形で、財政状況もありますけれども、できるだけそのところに重点を当てて、施策を展開していきたいというふうに考えております。

反保副委員長 国保利用者の出産一時金の利用は十七、八人ですね。

谷下住民部保険年金課長 保険年金課の谷下です。

今回補正をお願いしている人数でございますが、一応22人を予定しております。よって、5万円掛ける22ということで110万を計上させていただいております。

以上です。

反保副委員長 これは昨年度に比べたら、やっぱり減少されているんですか。昨年と比較したら。

谷下住民部保険年金課長 保険年金課の谷下です。

当初予算で計上させていただいたときの人数でございますが、平成17年度におきましては25人、また過去にのぼるんですけども、16年、これが25人、15年が28人というところから、平均しまして、平成18年度におきましては26人の予算計上になっております。

以上です。

反保副委員長 どうもありがとうございました。

川端委員長 ほかに、委員さん。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、済みません。ちょっと私の方から1点お願いします。

今回、特別調整交付金、保健事業で若年層受診ということの49万円ついてるんですけども、きのうも専決のところ、岬町の保健事業が認められて、2億円やったと思えますけども、府の方から特別調整交付金がおりにきているということあったの、いいことですので、どんな事業をされたのか、もう少しちょっとこの場で詳しく教えてほしいと思います。

谷下住民部保険年金課長 保険年金課の谷下です。

今回、49万円補正する内容なんですけども、平成18年度、健康づくりということで、保健センターの方から出ております中身で、若年特別健康診査というのがございます。この内容につきましては、基本健診を主に置いた診査になっております。

白井住民部長 住民部の白井でございます。

きのう、専決予算の中で、大阪府の特別交付金が、特に岬町が保健事業を重要視しておるといって、それらの取り組みに対して評価していただきまして、2億を上回る交付金をいただいたという形で、それにつきましては基金の方に積み立てさせていただいて、そして、今後18年度以降の岬町が独自に実施いたします保健事業に係る経費に、この基金を取り崩して実施していく。そして、最終的には、医療費の総額の抑制を図るといって説明させていただきました。

17年度におきましてはヘルスアップ事業と、そしてまた、それは前から行ってあります、保健師によります訪問指導事業等を行っております。ヘルスアップ事業につきましては、特に糖尿病の予備軍を、三大疾患の原因となっておりますコレステロールから、あと、糖尿、血圧とあるんですけども、そのうちの血糖値を高い方を対象にした岬町独自の取り組みを行いまして、そして、最終的には、それらの方の健康管理を増進させていただいて、最終的に医療費の抑制を図りたいと、そういう事業を17年度、岬町が率先して取り組んだという状況でございます。それが評価された。そういう内容をきのう説明させていただいた内容でございます。

以上です。

川端委員長 今後については、また事業内容もいろいろと新しい事業内容もふえてくるというふうにとらえてよろしいですね。

平助役 この2億という多額の料金、調整交付金いただきまして、早速、国保の大阪府の課長と面談しまして、町長もそこへお礼に行ってくださいました。昨日の白井部長の答弁のとおり、大阪府下の中での取り組みが評価された。そしてまた、今後も府の新しい取り組みをしていただきたい。そして、府下で、そういう発表できるような、そういう取り組みをしていただきたい。そういう期待料も込めての2億であると。

きのうも白井部長が本会議で発言しましたように、これは保険料の軽減のために、直接使うのではなく、そういう事業を展開して、そして、医療費を引き下げる、ひいては保険料が引き下がると。そういうために使うものでありますので、念のために申し添えてお



きます。今後とも住民の健康のための新しい施策をこれからまた展開してまいりたいと、かように考える次第です。

以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

これが、今おっしゃられるように、医療費削減・軽減の方につながっていくことを期待して、またよろしく願います。

もうよろしいですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、以上で本件に対する委員の質疑は終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第56号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第56号は、本委員会において可決されました。

委員の皆さん、お諮りしますけども、休憩なしで続行してよろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

川端委員長 しばらく続行します。

続きまして、議案第59号「平成18年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

古橋上下水道部水道長 水道課の古橋でございます。

平成18年度水道事業会計補正予算(第1次)について、ご説明をさせていただきます。資料の7ページでございます。

まず、補正予算の内容といたしましては、公営企業金融公庫資金で既に発行済みの地方債について借りかえを行い、金利の軽減を図ることを目的とした公営企業借換債の発行に伴うものでございます。この公営企業借換債につきましては、地方財政対策におきまして公債費負担対策として措置をされたもので、今般、それに基づき、地方債許可方針等が明

らかになったことから、発行が可能と見込まれますので、今回補正予算で計上をお願いするものでございます。

資本的支出におきまして、企業債償還金といたしまして3万1,000円を補正計上させていただきます。この3万1,000円につきましては、公営企業借換債の対象となり得ります発行済みの地方債の17年度末現在の未償還額と借換債発行額との差額を借りかえ時に繰上償還をする必要がございますことから、その差額を計上したものでございます。いわゆる10万円未満の端数のみを繰上償還をするという予算を計上させていただいております。

次に、企業債の補正につきましては、発行を予定いたしております公営企業借換債について、起債の目的等について定めますもので、公営企業借換債の限度額は1,580万円と定めております。

なお、この公営企業借換債の発行に伴います財政効果といたしましては、平成18年度で45万5,000円、この地方債の償還が終了いたします平成29年度までの12年間では約430万円程度の利子の負担軽減が図られることとされております。

説明は以上でございます。

川端委員長 それでは、ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論は終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第59号「平成18年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第59号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 ご異議なしと認めます。暫時休憩いたします。再開予定は、済みません、11時半にお願いします。

(午前11時24分 休憩)

(午前11時32分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

和田(勝)委員 今ちょっと問題になっている重油について、何年からというんが、どうもちょっとはっきりしたことわからへんので、開会中にもう一遍報告してもらおうということで。

川端委員長 ただいま和田委員の方から、重油について、きちっとした答弁を開会中にしてほしいとのことですので、後でよろしく調べてお願いします。

進めたいと思います。

続きまして、議案第60号「岬町立淡輪老人福祉センター条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますけども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

和田(勝)委員 この福祉センターの件について、ちょっと指定管理者の、9月からか10月から動いてきてやっているの、指定管理者がだれになったんかということ、言うてくれたんかわからへんねんけど、それ1つお聞きしたいんと、淡輪老人福祉センターは、今まで、一応、淡輪の方というんですかな、老人の方々に運営委員会してもうてたんですけど、これを今度、指定管理者にするということで何も問題はなかったんかと。地元の運営委員会の人らとの話し合いについて、何もなしにずっと指定管理者に変わっていったんか、その2点、とりあえず。

川端委員長 2点について、そしたら答弁をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢福祉課、岸本です。

まず、1点目のこの条例に当たり、今後の指定管理者をだれにするかというご質問でよろしいですか。

和田(勝)委員 はい。

岸本福祉部高齢福祉課長 今のところ、考えておりますのは、淡輪長生会、淡輪老人クラブです。

今現在も長生会さんの方へ委託料としてお金を支払い、委託の管理をしていただいております。

2点目の今回の指定管理について、運営協議会の方の削除の分ですけども、長生会さんとはお話させてもらっています。あと、メンバー構成は、淡輪自治区の代表、児童民生委員の代表という形になっております。その方については、具体的にはまだ話はしておりません。

以上です。

和田（勝）委員 わかりました。長生会の団体に指定管理者になったということで、それなら結構ですわ。まだなっていないかな。

川端委員長 予定です。予定やけど、よろしいですか。和田委員、よろしいですか。

和田（勝）委員 結構です。

田島委員 和田委員と関連でちょっと言わせてもらおうかと。長生会ということ、わかったんやけども、まず委託料どのぐらいの金額をはじいているんか、ちょっと教えてほしいんですけどね。なぜか言うたら、運営委員会の費用は大体計算したら1万5,000円、1万6,000円ぐらい要るんやな。委託料は何ぼぐらいで委託する予定ですか。

川端委員長 答弁お願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢福祉課、岸本です。

今現在の委託料、払っている分は約100万程度です。今回の条例改正させていただく理由ですけども、法施行が平成15年6月に公布されて、その経過措置ということで、今年度、平成18年9月1日で直営か、もしくは指定管理者制度の導入という二者択一になっております。今回、条例改正させていただきまして、この指定管理者という形をお願いするものでございます。中身について積算ですけども、今、直営で、今後9月以降実施した場合、人件費等の増が予想されます。金額的には、まだちょっと具体的には出しておられないんですけども、最低でも人件費分、今、委託料100万ですけども、それ以上の金はふえてくるというふうに考えております。

以上です。

田島委員 結局、これは行革を絡んで委託、管理者制度になっているんやけども、管理者制度になったら運営費が高なるというのはおかしいわな。低ならなあかな。100万超すんやろ。わし聞き間違うたんか。もう1回言うて。

川端委員長 そしたら、もう1回、部長から。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

先ほどの課長の説明は、直営か指定管理者かという方法、2つになると。直営にした場

合についてと指定管理者にした場合との差については、直営の方が高くなるという説明でございます。現在、100万円程度の委託料で長生会さんの方に、年間の管理運営を委託しておりますけれども、現実的に、例えば月曜日から土曜まで、一応9時から5時までであけていただいて、もし日曜日に葬式が入ってくると、そのときもあけていただくという中で、それもひっくるめて100万円という形で委託をお願いしておりますので、これ以上下げるということについては、ちょっとさまざまな努力はさせていただきますけれども、いわゆる民間活力、民間の会社を導入してコストを下げるということも、今回の指定管理者制度の1つのメリットとして上げられていますけれども、もう1つは、今回のように公募によらない方法で、地域の住民の活力をその施設の運営に生かすとか、NPOに施設の運営を任せるとか、そういう形で地元に着した運営をやってもらうという方法で、今回、淡輪老人福祉センターの指定管理者をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

田島委員 それでは、現在、目安で100万ほど、直営で、9月1日までいくわけやな。そしたら、指定管理者制度になった場合は、金額というのは大体の概算どの程度の予算を考えていますか。似通った金額になるんですか、それともアップするんですか。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

似通った金額、現行を上げるということは考えておりません。

以上です。

田島委員 これは収益等については管理者の方に入るわけですな。収益も、そして委託料も入るわけやな。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

その収益というのは、淡輪老人福祉センター条例上が、一般の部屋の貸し出しについては基本的に無料ですので、収益として今まで町に入ってきているのは、ほとんど葬式の費用でございます。この葬式の費用につきましても、海浜会館ができる前までは、一応、淡輪老人福祉センターしか場所がないということで件数は多かったんですけれども、海浜会館ができてから急激にその収益が下がってきていることは現実であります。その差額の分、現実的に、例えば今100万、委託料として払っておりますけれども、収入としてはその葬式代分が町の収入として入ってきておりますので、今回、葬式代をもし長生会さんに直接収入として入るんだったら、その差額の分が委託料という形になります。

田島委員 了解、結構です。

川端委員長 田島委員、よろしいですか。

ほかに委員の皆さん。

和田（勝）委員 10ページの前からなっているのに、今どき聞いたらちょっとあれですけど。福祉金受給資格認定審査会、これはメンバーの名前なるのかな。福祉金受給資格認定審査会、上言うたらええんやけどな、上を消して、下の岬町情報公開審査会となっているんやけど、このメンバーはどんなメンバーになっているの。どういう意味なのか。前から載っているのに、今どき聞いたら怒られるけど。

川端委員長 ただいまの和田委員の質問に対して、どなたか答弁。

芦田福祉部長 後でメンバー表、これは現実的には、今使われておりません。福祉金そのものがなくなっておりますので、認定審査委員会そのものが現在運営をされておりませんので、ただ委員構成については調べて、また後日報告させていただきます。

川端委員長 そしたら、後で報告をお願いします。

和田委員、もうよろしいですか。

和田（勝）委員 結構です。

奥野委員 済みません。14ページの別表なんですけど、葬儀、先ほどの話もありましたけど、葬儀使用料2万円を2万5,000円に値上げという5,000円の値上げになっているわけですが、本来、この会館の目的というか、施設の事業というのは、7条にも「町内に住居する老人及び町民福祉の向上のために必要と認めたものを対象として事業を行う」という内容になっておりまして、今回、5,000円の値上げした理由と、それによって町の持ち出しが少なくなるということになるかと思えますけれども、その辺、ご答弁お願いいたします。

川端委員長 答弁をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 高齢福祉課、岸本です。

今回の別表についております葬儀利用料の値上げでございます。2万円から2万5,000円については、本町の財政は危機的な状況を迎えている状況の中で、行革に取り組んでいるところであります。この中で、本来であれば、福祉センターの目的外使用ということで、葬儀というのはなっております。しかし、地区住民の方々については、ここでさしてくれという過去からの経緯がございまして、長年ここで実施している所存でございます。

2万5,000円の設定については、岬町の方で使用料及び手数料の設定に関する基本方針に基づき、おおむね1.5倍を上限として手数料を変えるという形になっております

が、町内の類似施設、具体的に言いますと、淡輪海浜会館と、あと、深日会館が葬儀で使用しております。これの値段を考え、今回の2万5,000円という数字にさせていただいております。

済みません。具体的に、海浜会館の方は3万5,000円になっております。深日会館の方は2万5,000円というふうになっています。今回、福祉センターの方も2万5,000円をお願いしているというものでございます。

以上です。

奥野委員 事前に長生会と相談するというのもおかしな話になろうかと思えますけれども。今回、5,000円の値上げをするにつけて、指定管理者及び地域の住民さんが、今まで2万円だったのに、5,000円も値上げしたんかという、当然、声が上がってこようかと思えます。その辺危惧されますので、十分対処をよろしくお願いしたいと思えます。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

今回、指定管理者の導入に伴いまして、利用料金の見直しをしましたけども、これは、あくまでも上限の額ですので、今後、長生会さんと話がまとまりましたら、この範囲内で幾らにするのかということを決めて、それを町民の方に知らせるという方法をとらせていただきますので、以上、上限を一応このように決めただけですので、実際に、例えば2万5,000円までの間ですから、例えば2万3,000円になるかもしれません。そのときはまた、住民さんに、いずれにしてもお知らせをするということになります。すぐに2万5,000円という形で、何が何でも上げるということは必ずしも考えておりません。それは住民さんのニーズと、今回の改正、うちとしては2万5,000円にしたいんですけれども、そこら辺を兼ね合いを見ながら設定をしていくという形になります。

川端委員長 奥野委員、よろしいですか。

奥野委員 結構です。

田島委員 言い方としたら、やはり公共施設を利用するに当たって、やっぱり受益者負担制度で公平なということで、そういう目的で上げていると思うんやで。海浜会館が3万5,000円やろ。今、現状は2万円でしょう。ごっつい開きあるでしょう。やはり一律に、公共施設の使用料はこうこうこうですと。深日会館は2万5,000円と言うたけども、そうやって将来的に、そら面積の広さも利用する頻度も違うけども、できたら公共施設の利用料金は、大体、お葬式やったら2万5,000円、3万円とやったげたら、住民さんはそう不安がらんと思うわな。やっぱり公共施設そのものの使用については、もう一律ですと。

そういうのをしたら説得力あると思うわな。上げ過ぎ、高いやないかという声なくなってしまふんです。そういうことで、ひとつ。そういう答え方してもうた方が、僕は理解しやすいと思います。

川端委員長 田島委員、要望でよろしいですか。

田島委員 要望で結構です。

芦田福祉部長 ちょっと補足でよろしいですか。

海浜会館3万5,000円という金額、2日、大体借りますから、7万円という金額ですけれども、あれは2階、全館を借り入れた場合の金額でして、もし2階を使わないと、そこから7,000円引かれるわけです。そうすると、3万5,000円から7,000円を引くと2万8,000円という金額ですので、海浜会館、非常に新しいということを考えますと、2万5,000円が妥当かな、深日会館と同じ金額が妥当かなという金額で設定しております。

以上です。

田島委員 そういう説明したら納得すると思う。

中原委員 何点が質問したいと思います。

先ほど出た、使用料というべきか、利用料金というべきかわからないんですけども、新しい部分に関しては、上限額を2万5,000円とするという案が出されているんですけども、長生会の方と相談して、最終的に決定するということなんですが、そういう形であれば、金額が決定すれば、またこれは何か一部変更とかいう形で、条例の変更するものなのか、「とする」と書くよりか、「1日2万5,000円以下とする」と書くべきなんか、条例上はちょっとよくわからなくて、そのあたりはこのままの形でいいのかなというのがわからないので、そこを教えていただきたいのが1点です。

それから、もう1つ、ちょっと前もお聞きしてましたけども、指定管理者、今回、公募によらない方法というのをお考えということで、長生会さんの方との話し合いを進めているというところで、ちょっと難しい点があるようにお聞きしてはいますが、この場で改めて難航している点を教えていただきたい、お話いただきたいなと思っているのが2点目です。

それから、3点目で、資料の12ページなんですけれども、新旧対照表の旧でいいますと、第12条の第1号から第4号は略というふうになっていまして、第4号に関して質問させていただきたいんですが、ここでは略となっていて書かれていないのであれなんです



けど、第4号で、「その他町長が町民の福祉の向上につながると認めること」というのが第4号になっているんですけども、新旧を対照して見ていったときに、旧の方で「町長」という名前が、新の方で「指定管理者が」というふうに置きかえられているところと、そうでないところがあるんですけどもね、そのあたりの整合性の問題がちょっとよくわからないというか、納得いかないところがありまして、その点、3点ご説明いただけたらなと思います。

川端委員長 3点についてですね、中原委員。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

指定管理者制度の導入に伴いまして、利用料金の制度については上限額とするというふうな定めになりました。これはどういうことかということ、上限額でやると、それだけ利用料金は指定管理者の方に入るわけです。指定管理者がその金額ではやっぱりあかんと、下げるというふうになってくると、指定管理者の収入は下がるということですね。うちとしては、計算上は、やはり上限額の収入見込みを見て、今までの委託料との差額の分を次年度から委託料としてお支払いしますよ。もし長生会さんが、その収入の単価を下げるんやったら、それは長生会さんの自助努力でその分を埋めてもらわなければならないという形になります。

それから、2点目の長生会さんとの話し合いで、問題点となっているのは、これは従来から問題となっていたんですけども、淡輪老人福祉センターが、そもそも町の施設として、つまり本当の老人福祉センターとしての機能はしてない。この問題点は2つあるというふうに言われています。

1つは、淡輪老人福祉センターには、A型というのとB型というのと2つの会館があると。B型というのは、A型の附属施設になります。補助施設になります。A型というのは、ふるも備えられていまして、そこで老人の方が1日おるといような前提で、さまざまな機能が付与されているわけなんですけども、現在の淡輪老人福祉センターというのは、B型の機能しか持ってないという形での不満が1点あります。

もう1点は、先ほどから説明していますように、葬儀における優先使用の問題です。老人福祉センターというのは、そこでは特に長生会さんがさまざまなクラブ活動でやっているわけなんですけども、葬儀が入ってくると、そのクラブが緊急に中止になると。場所がえか延期か中止かという形になるんですけども、そのために、長生会としてのクラブ活動そのものの妨げになっているんですけども、ただ地元の住民の人たちからすれば、ここで

葬儀をやりたいということで、それをむげにも断れないという形での板挟み状態というのが、長生会さんとの話し合いでの問題点であります。

それから、先ほどから言われていました、指定管理者と町長との区分けの問題ですけれども、今回の条例改正につきましては、指定管理者がやること、町長がやることという区分けはきちんとしておりまして、その点問題はないというふうに考えております。

以上です。

中原委員 3点目の区分けのことなんですけれども、もうちょっと具体的に教えていただけたらなと思います。こういうことについては町長、こういうことについては指定管理者という形をお願いします。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

今回、指定管理者を導入しまして、指定管理者ができることというのが決められています。収入についても指定管理者が直接収入できるということと、それから会館の使用についての使用許可も直接許可できるというふうになっております。その使用許可についての定めとかいうものについては町の条例で定めまして、それを運用するのが指定管理者という形になります。ですから、ここで「町長は」というふうにならわっている場合については、指定管理者の権限ではないことが「町長」という言葉であらわしておりますし、指定管理者になって、自分の権限でできることについては「指定管理者は」という主語で説明をしております。

以上です。

川端委員長 中原委員、よろしいでしょうか。

中原委員 結構です。

川端委員長 他の委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

田島委員 中原さんが、料金の2万5,000円について質問したでしょう。部長は調整できると言うてくれても、この条例の案というのは、16日の本ちゃんでき決されたら、この案のとおりで、料金調整できへんと思うで。また改正せなあかん。2万5,000円で可決するんやから。可決してからまた調整できると言うたんやけど、中原さんが言うた場合、調整できまんのんか。案をとってしまうんやから、16日の本会議でね、可決したら。2万5,000円でええはずや。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

お手元の資料の新旧対照表の13ページをお開きください。

13ページの第13条、新の左側の第13条の第4項であります。「前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について町長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。」と、ここで定めをしております。ですから、これは上限としてというふうな説明の根拠であります。

川端委員長 田島委員、よろしいでしょうか。

田島委員 はい、結構でございます。

川端委員長 ほかの委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 よろしいですか。そしたら、本件に対する委員の質疑は終わりたいと思います。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員、賛成ですか、反対ですか。

中原委員 反対です。

全体に町財政が厳しい中で、いろいろ切り詰めていかなあかんという部分もありましょうし、あと、民間委託というの、今、移行期にあるのを期限を切れてしまうということで、いろんな条件が重なっているんだと思うんですけども、やはり老人福祉センターというのが地域の中で大事な福祉施設になっていると考えますので、この部分で公的責任を縮小するということについて反対いたしたいと思います。

川端委員長 ほかの皆さん、討論は。賛成討論、よろしく。

田島委員 やはり財政的から見たら、そして公共施設の利用において、やはり受益者というのは、当然、公的な料金体系をやはり不公平のないように。ですから、今回、2万から2万5,000円にしたんは、別に僕は突出した金額じゃないと思いますので、やはり海浜会館と兼ね合うて、深日会館もいろんな集会所の利用料金から見たら、妥当な金額ではないんだらうかと、私、そういう考え持って、賛成討論とします。

川端委員長 続いて、反対討論はないですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 また、賛成討論もないですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、討論を終わりたいと思います。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。議案第60号「岬町立淡輪老人福祉センター条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第60号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第61号「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件について、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

和田(勝)委員 18ページの老人医療の上から2番のところですけど、一部負担金の助成制度の改正ですけど、これ、16年の11月かな、入通院1回に500円、日に500円、月に2回となっているんですが、これが1カ所で2回行ったら1,000円と。2カ所行ったら2,000円と、3カ所行ったら3,000円ということになるんですけど。わからないんですけど、国の方では、ちょっと聞いているのは、この7月からになるのか、一応、合計2,500円となっているんで、3カ所やったら3,000円になってまうと。この点について、もし説明してもらえんやったらしていただきたいんですけど。

谷下住民部保険年金課長 保険年金課の谷下です。

今、和田委員さんが言われている内容につきましては、500円、これはそのまま生きております。だから、月に2回限度で1,000円になるんですけども、これはそのまま生きてまして、先ほど言われるように、3カ所で各自1,000円、1,000円、1,000円の3,000円ということで、今回の改正につきましては2,500円までは見てあげましょうということで、500円分の負担ということになります。

和田(勝)委員 2,500円まで見てもらて、あとの500円は本人が払えということになっておるわけですか。はい、わかりました。

奥野委員 1点お聞きします。

18ページの3の今回一部改正条例の概要というところで、この中を見ますと、年金収入の場合、266万から148万に引き下げることによって、助成対象者となる一部が課税対象者となるというところで、どれぐらいの世帯数の数字が上げられるのかと、その下ですね、一部改正条例の特例措置を追加するというところで、対象外とならないよう、そ

の辺の数字をちょっと参考に教えてもらいたいんですが。

谷下住民部保険年金課長 保険年金課の谷下です。

済みません。先ほど和田委員さんの説明の中で、500円負担になるという話したんですけども、500円戻るということで還付になりますんで、これ訂正させていただきます。

和田（勝）委員 本人が500円出すと言うたやつが、国からやっぱり500円還付してくれるということですか。

谷下住民部保険年金課長 そうです。

続きまして、今のご質問に答えたいと思います。

今回の改正につきまして、現在、17年度の対象者につきましては152人ほどおられます。これを地方税制の改正等に伴いまして、このまま進みますと、152人のうち36人の方が対象から漏れるということになりますので、この36人を基本的にはこの条例でカバーしようというような内容でございます。

以上です。

川端委員長 奥野委員、よろしいでしょうか。

奥野委員 はい。

川端委員長 ほかの委員の皆さん、もうよろしいですか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 そしたら、質疑、意見を終わりたいと思いますけども、よろしいですか。

続きまして、討論に移ります。討論はございませんか。賛成討論ですか。

中原委員 全体像としては、医療制度が国民とか住民にとっては改悪ということが押しつけられているというふうにとらえていますので、全体像については反対という立場なんですけれども、今回、救済措置ということでいろんなことが押しつけられる中で、何とか頑張った結果かなというふうな評価もありまして、賛成という立場をとりたいと思います。

以上です。

川端委員長 ほかに討論はよろしいですか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 討論を終わりたいと思います。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。議案第61号「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求

めます。

( 挙手全員 )

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第 6 1 号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第 6 2 号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件について、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

( 「異議なし」の声あり )

川端委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

( 「なし」の声あり )

川端委員長 そしたら、質疑を終了したいと思います。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

( 「なし」の声あり )

川端委員長 討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第 6 2 号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第 6 2 号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案 6 件については、すべて議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

済みません。事業民生委員会をまだ閉会してませんので、閉会までに、もしも重油の先ほどの答弁で訂正することがありましたら。

芦田福祉部長 福祉部の芦田です。

2 点報告させていただきます。

重油漏れ事故の最初の発見年月日については平成 6 年 3 月で間違いはございません。

それと、和田委員の方から質問がございました、案件とは直接関係ないんですけども、福祉金受給資格認定審査会の構成メンバーですけども、医師会、自治区連合会、民生児童委員協議会、行政代表、身障福祉会、母子福祉会、以上でございます。

川端委員長 和田委員、よろしいでしょうか。

和田（勝）委員 はい。

川端委員長 そしたら、委員の皆さんもほかに何かよろしいですか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 なければ、これで事業民生委員会を閉会いたします。

（午後0時05分 閉会）

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、  
ここに署名する。

平成18年6月8日

岬町議会

委 員 長      川 端 啓 子